

電気・ガス料金支援に係る  
電気料金の特別措置に関する供給条件  
(北陸エリア低圧)

2024年8月1日実施



# 料金の特別措置に関する供給条件の内容

## 1 適用

(1) この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置に関する供給条件（北陸エリア低圧）（以下「この供給条件」といいます。）は、当社の低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）および低圧特別約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

(2) この供給条件は、2024年8月の検針日から2024年11月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、定額制供給の場合は、当該検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

## 2 燃料費調整単価の特別措置

(1) 要綱および料金表にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、要綱別表2(1)ロまたは料金表の深夜電力AおよびB別表2(1)ロによらず、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(2)ハの基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = (2)の基準燃料費調整単価 + (4)の特別措置の燃料費調整単価

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(2)ハの基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 = (4)の特別措置の燃料費調整単価

ハ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(2)ハの基準燃料価格を上回り、かつ、(2)の基準燃料費調整単価が(4)の特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (4) \text{の特別措置の燃料費調整単価} - (2) \text{の基準燃料費調整単価}$$

ニ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が(2)ハの基準燃料価格を上回り、かつ、(2)の基準燃料費調整単価が(4)の特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = (2) \text{の基準燃料費調整単価} - (4) \text{の特別措置の燃料費調整単価}$$

(2) 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格がハの基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(3) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格がハの基準燃料価格を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{(3) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 基準燃料価格

基準燃料価格は次のとおりといたします。

1キロリットル当たり	79,800円
------------	---------

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 深夜電力 A の場合

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	16 円 50 銭 0 厘
---------	---------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

(4) 特別措置の燃料費調整単価

イ 深夜電力 A の場合

特別措置の燃料費調整単価は、1 月につき次のとおりといたします。

	2024 年 8 月の検針日から 2024 年 10 月の検針日の前日までの期間	2024 年 10 月の検針日から 2024 年 11 月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	400 円 00 銭	250 円 00 銭

ロ 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024 年 8 月の検針日から 2024 年 10 月の検針日の前日までの期間	2024 年 10 月の検針日から 2024 年 11 月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	4 円 00 銭	2 円 50 銭

### 3 その他

- (1) 2 (1) ロ の場合、料金表に定める料金または電力量料金の算定にあたっては、要綱別表 2 (燃料費調整) (1) ニまたは料金表の深夜電力 A および B 別表 2 (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引くものといたします。
- (2) その他の事項については、要綱および料金表に定めるところによるものといたします。